

経済産業省 資源エネルギー庁「電気・ガス価格激変緩和対策事業」再開による電気料金の値引きについて

小売電気事業者（株式会社エネット）及び弊社は、経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、本事業）再開により電気料金の値引きを、以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。（2024年10月1日の電気供給約款の変更にもとない供給条件を一部変更いたしました。）

なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは必要ありません。

1 適用期間

2024年9月分（2024年9月燃料費等調整単価適用分）から2024年11月分（2024年11月燃料費等調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、「BG でんき」電気供給約款附則3（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、「BG でんき」電気供給約款附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価^{※1} - 特別措置単価

※1 約款変更にもとない、以下のエリアに適用

2024年9月分～10月分：九州

2024年11月分：北海道、東北、中国、九州

・特別措置単価

| 電圧 | 適用期間 | 特別措置単価（10%税込） |
|----|---------------------|---------------|
| 低圧 | 2024年9月分から2024年10月分 | 4.00 円/kWh |
| | 2024年11月分 | 2.50 円/kWh |

3 料金

1（適用期間）における、「BG でんき」電気供給約款に定める電力量料金は、「BG でんき」電気供給約款に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整額とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（株式会社エネット）のホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認いただけます。